

石油コンビナート災害時の住民広報マニュアル

令和7年3月

周南市

石油コンビナート災害時の住民広報マニュアル

改訂履歴

版	改訂年月日	改訂内容
初版	平成25年 4月22日	
第2版	平成26年 3月14日	大島・新南陽東部地区避難予定場所の変更及び災害対策基本法の一部改正に伴う語句修正等
第3版	平成28年 4月 1日	事業所の統廃合及び周南市機構改革による名称変更
第4版	平成29年 10月 1日	広報エリアの見直し
第5版	令和 3年 12月16日	防災情報収集伝達システムの整備完了及び災害対策基本法の一部改正に伴う語句修正等
第6版	令和 7年 3月 1日	事業所の統廃合及び周南市機構改革等による名称変更

目 次

1 目 的	・・・ 1
2 住民への広報体制	
(1) 市、消防、警察、県、事業所の役割分担	・・・ 1
(2) 住民への多様な広報手段の活用	・・・ 1
3 住民広報の実施	
(1) 広報車等（固定した音声設備を含む。）による住民広報エリアの指定	・・・ 2
(2) 事故発生時の初動対応について	・・・ 2
(3) 広報実施の決定	・・・ 3
(4) 事故発生後の初動時の広報（第1報）	・・・ 3
(5) 周南警察署への住民広報の要請等	・・・ 3
(6) 住民への広報内容	・・・ 3
(7) 住民広報の留意事項	・・・ 4
(8) 現地連絡室における広報内容等の統一	・・・ 4
(9) 放送事業者に対する住民広報の要請	・・・ 4
(10) その他の伝達方法	・・・ 4
(11) 避難情報等	・・・ 5
(12) 市による事故情報の報道発表等	・・・ 6
4 住民広報マニュアルの見直し等	
(1) 防災訓練での検証等に基づく見直し	・・・ 7
(2) 市による災害情報の入手方法や避難先、避難経路等の周知	・・・ 7
(3) 事業所等による地域対話等の定期的開催	・・・ 7
5 各種広報ツール	
○ 広報フローチャート・広報文案（有毒ガス発生の場合）	・・・ 8
○ 広報フローチャート・広報文案（火災延焼、爆発のおそれの場合）	・・・ 10
○ 広報フローチャート・広報文案（爆発、連続爆発のおそれの場合）	・・・ 12
○ 広報文案（事故終息の見込み、事故終息）	・・・ 14
○ 住民広報チェックリスト	・・・ 15
（参考）石油コンビナート等防災計画に定める通報様式	・・・ 17

【添付資料】

- 資料1 コンビナート災害時の住民広報・避難予定場所
- 資料2 住民広報エリア図
- 資料3 災害発生時の連絡体制

1 目的

このマニュアルは、石油コンビナート等特別防災区域内で発生した事故において、市及び特定事業所をはじめとした各関係機関が連携を図り、住民に対する災害広報活動を迅速かつ効果的に実施し、既に作成している「初動対応マニュアル」と相まって、周南地区コンビナートの更なる防災体制の整備に資することを目的とする。

2 住民への広報体制

(1) 市、消防、警察、県、事業所（以下「広報実施機関」という。）の役割分担

石油コンビナート災害発生時の住民広報は、市が主体となり、消防・警察等の関係機関と連携し、発災事業所や周南地区コンビナート保安防災協議会（以下「保防協」という。）の各事業所から災害の拡大等に関する情報提供を得ながら、的確な広報を行う。

機 関 名	役 割 分 担
周 南 市	住民への広報、警戒区域の設定、避難指示等
周南市消防本部	応急措置の状況報告、住民への広報、警戒区域の設定
周南警察署	住民への広報、交通規制、市からの要請等による警戒区域の設定・避難指示
山 口 県	災害情報の収集、住民への広報、関係機関間の連絡・調整
発災事業所	災害や応急措置の状況報告、住民への広報の協力、災害の拡大等に関する情報提供
周南地区コンビナート保安防災協議会	災害の拡大等に関する情報提供、住民への広報の協力

(2) 住民への多様な広報手段の活用

広 報 先	広 報 手 段	主 管 課
一 般 市 民 (漁協関係者を含む。)	市広報車、消防関係車両 防災行政無線、防災ラジオ 緊急速報メール、CATV、 しゅうなんメールサービス IP 告知システム(小中学校) 市ホームページ 災害情報	防災危機管理課(広報広聴課) (環境政策課、新南陽総合支所) 【要請先】 周南警察署、報道事業者 周南市消防本部(消防団) 保防協、水産課等
自 治 会 長	電話、F A X しゅうなんメールサービス	

広 報 先	広報手段	主 管 課
民生委員・福祉員	電話、F A X	地域福祉課、高齢者支援課 生活支援課、障害者支援課 地域医療課、こども保育課 教育委員会教育政策課
学校、幼稚園、保育所等	電話、F A X	
病院、老人福祉施設	電話、F A X	
避難行動要支援者	関係団体、民生委員等個別訪問	

3 住民広報の実施

危険物施設が林立する石油コンビナート等特別防災区域内で発生した事故は、危険物等のもつその特殊性から、一旦災害が発生すると急激に被害が拡大するばかりか、地域社会に与える影響は多大である。

特に発災事業所では、近隣住民に何らかの影響がでる恐れがある場合には、緊急に行政機関へ連絡するとともに、行政機関と協力して近隣地域へ緊急連絡網や広報車を使うなどして、迅速に避難を呼びかける必要があり、行政機関との相互協力による適切な情報提供や情報発信が必要不可欠である。

よって、住民広報の実施にあたっての基本的な役割分担等を次のとおり定める。

(1) 広報車等（固定した音声設備を含む。）による住民広報エリアの指定

迅速かつ効果的な住民広報活動の推進を図るため、広報実施機関が行う広報担当区域（以下「住民広報指定区分」という。）を次のとおり定める。ただし、緊急性や必要性等を判断した他広報実施機関が、重複して同地域の広報を行うことは妨げない。

ア 市、消防、警察、県、保防協

発災事業所が行う広報担当区域以外の区域

イ 発災事業所

事前に指定した広報担当区域

資料 1 コンビナート災害時の住民広報・避難予定場所参照

資料 2 住民広報エリア図参照

(2) 事故発生時の初動対応について

発災事業所、保防協及び各関係機関は、「初動対応マニュアル」により初動対応を行うこととなっており、市は現地連絡員を現地連絡室に派遣するなど、発災事業所、保防協及び各関係機関とともに情報収集、情報共有する。

(3) 広報実施の決定

市は、消防からの通報や現地連絡室において、次の事故情報を把握・整理し、被害の状況等に応じて、関係機関と協議の上、住民広報の実施を決定する。

(把握する事故情報)

- ア 事故が発生した事業所名、発生日時及びその概要
- イ 被害の状況と周辺地域への影響（被害の拡大状況、有毒ガスの発生状況等）、今後の見通し
- ウ 発災事業所における対応状況
- エ 市、消防、警察等関係機関の対応状況
- オ その時点における住民の取るべき行動
- カ その他必要な事項

(4) 事故発生後の初動時の広報（第1報）

発災事業所（関連する事業所を含む。）は、住民広報指定区分に基づき、初動時に住民広報が必要とされる次の災害事象に応じて、初動時の住民広報を行うものとし、発災事業所が行う広報担当区域以外の区域を市及び他広報実施機関が実施する。この場合、発災事業所は、遅滞なく、市防災危機管理課（22-8208）へその旨を報告するものとする。

ア 火災

火柱が高く上がり、周辺地区から確認できる場合

イ 爆発

爆発により周辺地区に轟音が鳴り響いた場合、又は何らかの事故により爆発が予測される場合

ウ その他

上記に掲げるもののほか、有毒ガスの発生危険を含む等、特に必要と認められる場合

(5) 周南警察署への住民広報の要請等

近隣の住民等に直ちに被害が及ぶおそれのある場合等は、事業者からの広報が迅速に始められるが、市は事業者からの通報内容を聴取し、直ちに周南警察署に住民広報を要請する。

(6) 住民への広報内容

石油コンビナート事業所の事故では、事故の事象（火災、爆発、漏洩）や規模、形態（即時終息、連続的爆発、火災延焼、連続流出等）、災害の拡大状況（有毒ガスの発生、排水（油）流出等）等により状況が刻々と変化していくことから、その段階に応じて、住民に対し、迅速かつ的確に広報を行うため、「5 各種広報ツール」で事故事象別の「広報フローチャート」と「広報文案」を示す。

(7) 住民広報の留意事項

住民への広報にあたっては、その内容や対象に応じた適切な広報手段を用い、事故の際に、どのように対応すべきかを住民に理解していただけるよう、次の事項に留意する。

- ア 迅速かつ時宜を得た広報であること
- イ 事実を正確に伝えること
- ウ 簡潔、明瞭に伝えること
- エ 重要事項は複数の手段で繰り返し、徹底させること
- オ 特定の地域を対象とした内容であっても、必要に応じて市全域に広報すること
- カ 状況に変化がなくても、不安解消のため一定時間毎に広報すること
- キ 現地での広報車による広報は、必要に応じて停車して行うこと

(8) 現地連絡室における広報内容等の統一

近隣市へも被害が及ぶおそれがある場合は、関係市職員（下松市又は防府市）の現地連絡室等への派遣を要請し、現地連絡室等で情報共有を行う。

なお、広報する内容やタイミングについては、市対策室（現地防災本部）の決定を受けて実施することとし、住民の不安解消に努める。

(9) 放送事業者に対する住民広報の要請

特に迅速に広報すべき重大情報（避難指示等）の伝達については、協定等に基づき放送事業者に住民広報を要請する。

事業者名	広報手段	広報内容	情報提供方法
エフエム周南	緊急割込み放送 (防災ラジオ)	事故情報 避難指示等	メール又はFAX
地元CATV (CCS、メディアリンク、Kビジョン)	文字放送	事故情報 避難指示等	メール又はFAX

(10) その他の伝達方法

事業者名	広報手段	広報内容	情報提供方法
周南市	緊急放送	避難指示等	防災行政無線 防災ラジオ(しゅうなんFM) IP告知システム(小中学校)
周南市	メール配信	避難指示等	しゅうなんメールサービス

事業者名	広報手段	広報内容	情報提供方法
NTTドコモ	緊急速報「エリアメール」	避難指示等	メール
KDDI	緊急速報メール	避難指示等	メール
ソフトバンク	緊急速報メール	避難指示等	メール
楽天	緊急速報メール	避難指示等	メール

(11) 避難情報等

避難指示等の発令の判断基準

市は、避難指示や、窓を閉め切って屋内に留まる屋内待避等の必要性を判断する場合には、発災事業所や保防協からの情報を十分活用し、判断の遅れや適切なタイミングを逸することのないように的確に判断する。

	判断基準	住民に求める行動
事故直後	○事故の状況が把握・確認できない間	○無用な外出を避け、市からの情報に注意する。
避難指示	○有毒ガスが発生しており、風向きによっては、有毒ガスの影響の見込みがある場合 ○大量の可燃物に延焼し、事業所外にも影響の見込みがある場合 ○爆発する可能性がある場合 ○その他、事業所外に影響の見込みがある場合	○通常の避難行動ができるものは、設定された避難所等への避難行動を開始 (連続爆発等で飛散物の可能性がある場合、屋外への避難行動は注意が必要)

(12) 市による事故情報の報道発表等

特定事業所において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、市対策室を市役所本庁舎内に設置し、事故後できるだけ早期に、事故概要や被害状況等について、報道発表やホームページへの掲載等を通じて住民への広報を行う。

なお、現地防災本部が設置された場合は、市対策室は廃止することとするが、市役所の対応窓口は、防災危機管理課（22-8208）とし、山口県石油コンビナート等防災計画に定める周南市の班の編成及び所掌事務に基づき防災対策を実施する。

【報道発表】

新聞社	テレビ局
朝日新聞東山口支局 電話 21-0321 FAX 21-0318	K R Y山口放送（報道部） 電話 22-2727 FAX 32-1121
中国新聞周南支局 電話 21-3571 FAX 27-1295	N H K山口放送局周南支局 電話 21-2888 FAX 21-8450
毎日新聞周南支局 電話 31-0018 31-0019 FAX 31-0020	T Y Sテレビ山口周南支局 電話 22-0083 FAX 31-7922
山口新聞周南支社 電話 22-0627 FAX 22-0650	Y A B山口朝日放送周南支社 電話 27-1311 FAX 27-1313
読売新聞周南支局 電話 21-1429 FAX 27-1416	-
新周南新聞社 電話 26-0303 FAX 26-0155	-

【周南市問合せ窓口】

周南市役所本庁舎 4階 防災危機管理課（広報担当：広報広聴課）

電 話 0834-22-8208

F A X 0834-22-8806

E-mail bousaikiki@city.shunan.lg.jp

周南市ホームページ

<http://www.city.shunan.lg.jp/>

4 住民広報マニュアルの見直し等

(1) 防災訓練での検証等に基づく見直し

県石油コンビナート等総合防災訓練や、関係機関・事業所による定期的な通報訓練等において「住民広報マニュアル」の検証を行い、より効果的なマニュアルとなるよう、必要に応じて見直しを行う。

また、「初動対応マニュアル」と一元的に運用することにより、よりの確な初動対応が可能となることから、「住民広報マニュアル」の見直し等にあたっては、マニュアル相互の整合を十分に図る必要がある。

(2) 市による災害情報の入手方法や避難先、避難経路等の周知

2012年5月1日号広報周南において、山口県石油コンビナート等防災計画に定める計画の概要、コンビナート災害が発生した場合の対処方法、市からの情報伝達方法、災害時の避難予定場所等について地域住民への周知を行った。

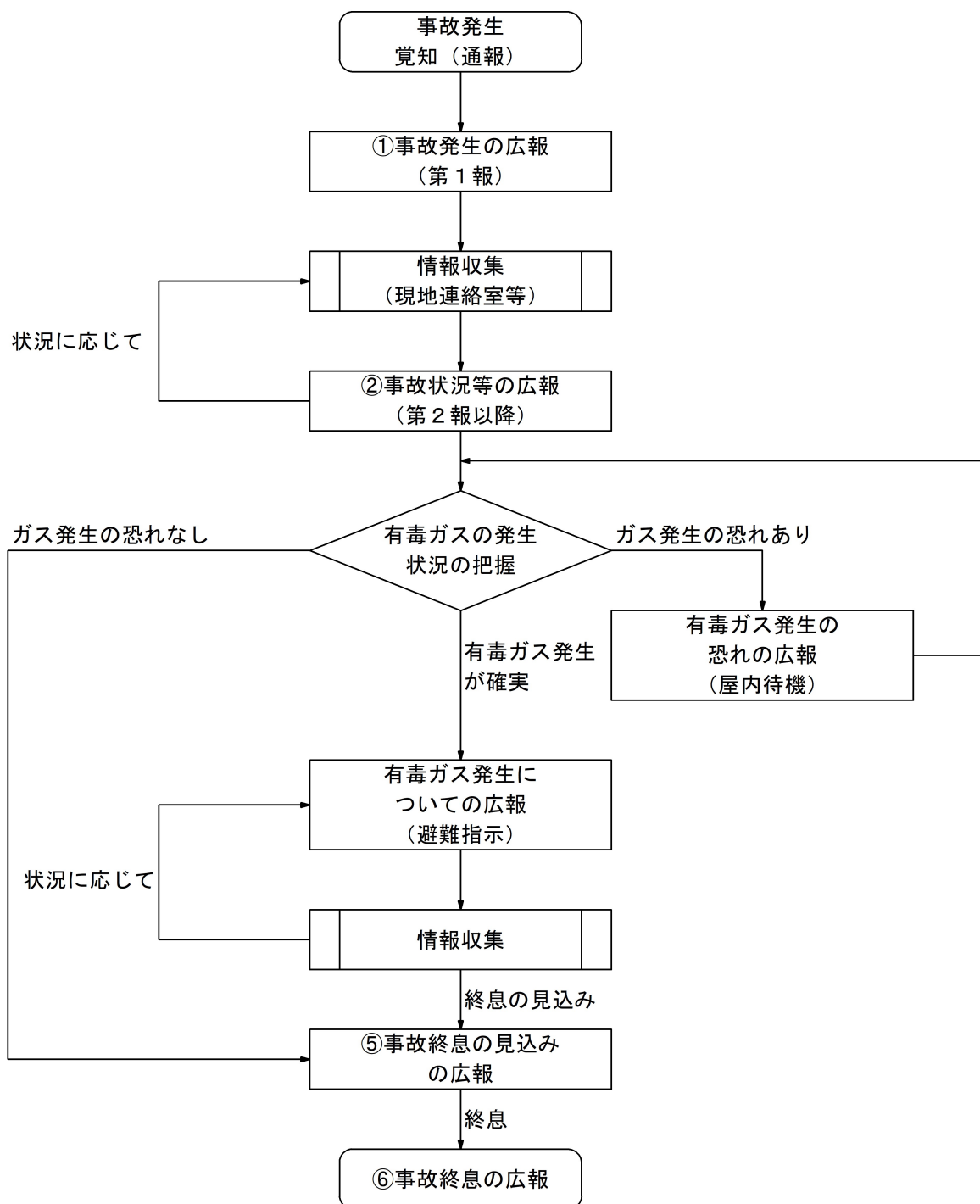
今後も、平常時において、チラシやリーフレットの作成等、地域の実情に即した方法により、普及啓発に努めることとする。

(3) 事業所等による地域対話等の定期的開催

各事業所がレスポンシブル・ケアの地域対話等を定期的で開催し、取り扱う危険物や毒劇物等の量や危険性、製造工程や製品の特性、環境・安全に関する取り組みの説明を行い、住民からの意見・要望を取り組みに反映させる等、日頃から住民とのコミュニケーションの充実を図るよう、周南市からも要請していく。

5 各種広報ツール

○ 広報フローチャート（有毒ガス発生の場合）



○ コンビナート災害時の広報文案（有毒ガス発生の場合）

広報フローチャートと対応しています。

① 事故発生の広報（第1報）

こちらは、周南市（ぼうさいしゅうなん）（事業所、警察、消防等）です。

〇〇化学〇〇工場で、□□時◇◇分、**火災・爆発・〇〇等**事故が発生しました。

現在、市は事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。

（今のところ、有毒ガスの発生などの情報はありますが、）

市民の皆さんは、無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、消防、警察の情報や指示に注意して下さい。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

以上、ぼうさいしゅうなんでした。（防災行政無線使用時のみ）

② 事故状況等の広報（第2報以降）

こちらは、周南市（ぼうさいしゅうなん）（事業所、警察、消防等）です。

〇〇化学〇〇工場の**火災・爆発・〇〇等**事故の概要についてお知らせします。

【事故状況の概要】

〇〇化学〇〇工場の**火災・爆発・〇〇等**事故は、（まだ火災が延焼中ですが、）現在のところ有毒ガスの発生などの情報はありません。

引き続き、市民の皆さんは無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、消防、警察の情報や指示に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

以上、ぼうさいしゅうなんでした。（防災行政無線使用時のみ）

③ 有毒ガス発生の恐れへの広報（屋内待避）

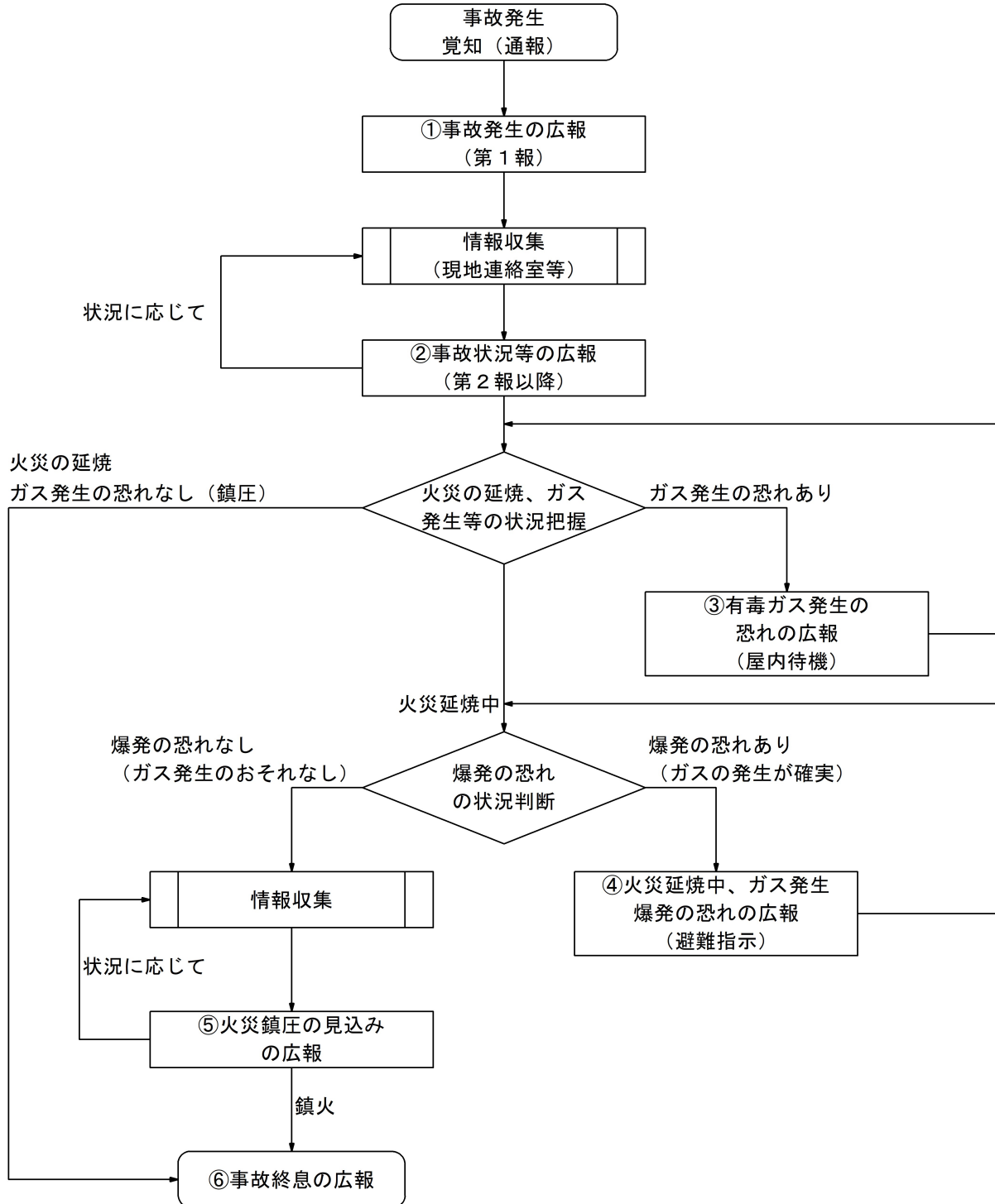
有毒ガス（〇〇ガス）が発生する恐れがありますので、〇〇地区の皆さんは、念のため、屋内待避し、窓や出入口を閉めてください。

④ 有毒ガス発生についての広報（避難指示）

有毒ガス（〇〇ガス）が発生していますので、〇〇地区の皆さんは、直ちに〇〇道（避難経路）を歩いて〇〇小学校（避難所）へ避難してください。

避難するときは、濡らしたタオルやハンカチなどで口や鼻を覆い、姿勢をできるだけ低くしてください。（物質により異なる。）

○ 広報フローチャート（火災延焼、爆発のおそれの場合）



○ コンビナート災害時の広報文案（火災延焼、爆発のおそれの場合）

広報フローチャートと対応しています。

① 事故発生時の広報（第1報）

こちらは、周南市（ぼうさいしゅうなん）（事業所、警察、消防等）です。

〇〇化学〇〇工場で、□□時◇◇分、火災が発生しました。

現在、市は火災の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。

市民の皆さんは、無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、消防、警察の情報や指示に注意して下さい。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

以上、ぼうさいしゅうなんでした。（防災行政無線使用時のみ）

② 事故状況等の広報（第2報以降）

こちらは、周南市（ぼうさいしゅうなん）（事業所、警察、消防等）です。

〇〇化学〇〇工場の火災の状況についてお知らせします。

【事故状況の概要】

〇〇化学〇〇工場の火災は、まだ延焼中です（が、有毒ガスの発生などの情報はありません）。

引き続き、市民の皆さんは無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、消防、警察の情報や指示に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

以上、ぼうさいしゅうなんでした。（防災行政無線使用時のみ）

③ 爆発、有毒ガス発生のおそれの広報（屋内待避）

火災はまだ延焼中です。

爆発 プラントが爆発するおそれもあり、現在、情報収集中です。〇〇地区の皆さんは、念のため、窓や出入口を閉め、家屋の中央部で屋内待避し、窓や出入口を閉めてください。

ガス 有毒ガス（〇〇ガス）が発生するおそれがありますので、〇〇地区の皆さんは、念のため、屋内待避し、窓や出入口を閉めてください。

④ 爆発の可能性が高くなった、又は有毒ガス発生についての広報（避難指示）

火災の勢いが収まりません。

爆発 プラントの爆発の可能性があるので、

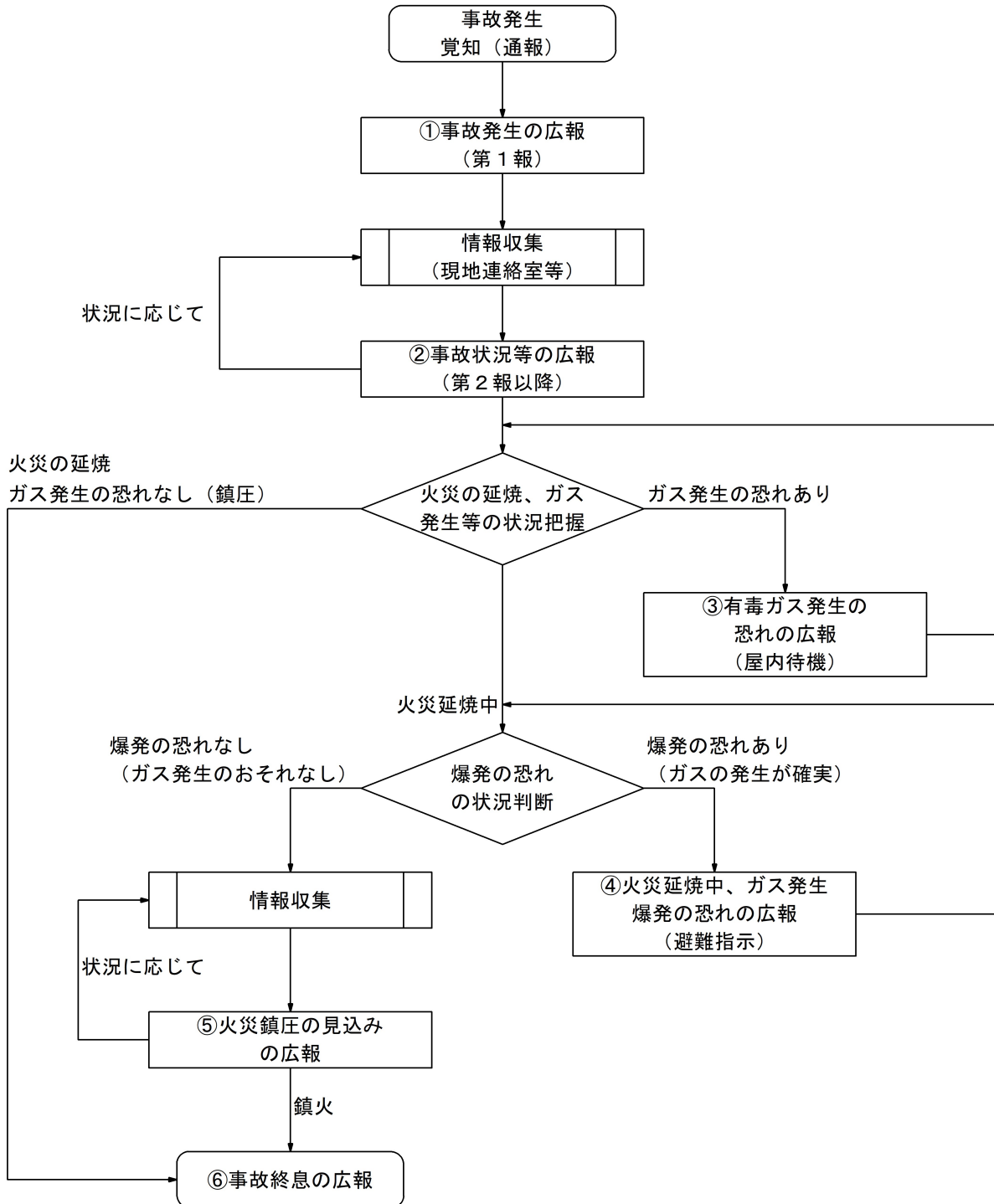
ガス 有毒ガス（〇〇ガス）が発生していますので、

〇〇地区の皆さんは、直ちに〇〇道（避難経路）を歩いて〇〇小学校（避難所）へ避難してください。

避難するときは、濡らしたタオルやハンカチなどで口や鼻を覆い、姿勢をできるだけ低くしてください。（物質により異なる。）

※（爆発が発生した場合は、飛散物を避けるため、屋内待避を継続指示）

○ 広報フローチャート（爆発、連続爆発のおそれの場合）



○ コンビナート災害時の広報文案（爆発、連続爆発のおそれの場合）

広報フローチャートと対応しています。

① 事故発生時の広報（第1報）

こちらは、周南市（ぼうさいしゅうなん）（事業所、警察、消防等）です。

○○化学○○工場で、□□時◇◇分、爆発事故が発生しました。

現在、市は事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。

周辺住民の皆さんは、無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、消防、警察の情報や指示に注意して下さい。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

以上、ぼうさいしゅうなんでした。（防災行政無線使用時のみ）

② 事故状況等の広報（第2報以降）

こちらは、周南市（ぼうさいしゅうなん）（事業所、警察、消防等）です。

○○化学○○工場の爆発事故の状況についてお知らせします。

【事故状況の概要】

現在、市は事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています（○○化学○○工場の火災は、まだ延焼中です）（が、有毒ガスの発生などの情報はありません）。

引き続き、市民の皆さんは無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、消防、警察の情報や指示に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

以上、ぼうさいしゅうなんでした。（防災行政無線使用時のみ）

③ 爆発、有毒ガス発生のおそれの広報（屋内待避）

火災はまだ延焼中です。

爆発 プラントが再爆発するおそれもあり、現在、情報収集中です。○○地区の皆さんは、念のため、窓や出入口を閉め、家屋の中央部で屋内待避し、窓や出入口を閉めてください。

ガス 有毒ガス（○○ガス）が発生するおそれがありますので、○○地区の皆さんは、念のため、屋内待避し、窓や出入口を閉めてください。

④ 爆発の可能性が高くなった、又は有毒ガス発生についての広報（避難指示）

火災の勢いが収まりません。

爆発 プラントが再爆発する可能性がありますので、

ガス 有毒ガス（○○ガス）が発生していますので、

○○地区の皆さんは、直ちに○○道（避難経路）を歩いて○○小学校（避難所）へ避難してください。

避難するときは、濡らしたタオルやハンカチなどで口や鼻を覆い、姿勢をできるだけ低くしてください。（物質により異なる。）

※（爆発が発生した場合は、飛散物を避けるため、屋内待避を継続指示）

○ **コンビナート災害時の広報文案（事故終息の見込み、事故終息）**

広報フローチャートと対応しています。

⑤ **事故終息の見込みの広報**

こちらは、周南市（ぼうさいしゅうなん）（事業所、警察、消防等）です。

〇〇化学〇〇工場で、□□時◇◇分、事故が発生しました。

現在、市は事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。

今のところ、有毒ガスの発生などの情報はありません。事故も終息の方向との報告が消防本部からありました。

市民の皆さんは、もうしばらく無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、消防、警察の情報や指示に注意して下さい。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

以上、ぼうさいしゅうなんでした。（防災行政無線使用時のみ）

⑥ **事故終息の広報**

こちらは、周南市（ぼうさいしゅうなん）（事業所、警察、消防等）です。

〇〇化学〇〇工場で、□□時◇◇分、〇〇事故は終息しましたので、お知らせします。

今後も、市は事故の状況など、情報の収集にあたっていきます。

新たな情報が入り次第、お知らせします。

（なお、□□時◇◇分に発令した避難指示は解除されました。）

（以上、繰り返し）

以上、ぼうさいしゅうなんでした。（防災行政無線使用時のみ）

住民広報チェックリスト (表)

	項目	内容	備考
<input type="checkbox"/>	いつ		〇〇時〇〇分
<input type="checkbox"/>	どこで		〇〇化学〇〇工場で
<input type="checkbox"/>	どの様な事故		火災、爆発、漏洩 等
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	現在の対応状況 ・発災事業所 ・警察、消防 ・行政機関		消火活動、警戒活動、 広報活動、漏洩停止操作、 拡散防止措置、 情報収集活動 等
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	被害状況 ・物質名 (性質) ・被害範囲		事業所外 (陸上・海上) 施設外、施設内、 確認中 等
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	事故状況 ・有毒ガス ・連続爆発 ・火災延焼 ・漏洩拡散等		拡大中、制御中、鎮圧 確認中 等 (風向・風速等も考慮)
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	住民の取るべき行動 ・確認中 ・緊急性		念のため屋内待避 避難指示
<input type="checkbox"/>	その他必要な事項		

(裏)

	項目	内容	備考
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	情報源の確認 ・どこから ・いつ時点		他機関の情報との整合性 (確かな情報か)
<input type="checkbox"/>	広報する範囲		風向・風速等も考慮
<input type="checkbox"/>	広報手段		多様な広報手段の活用 防災行政無線、防災ラジオ IP 告知システム(小中学校) 市広報車、消防関係車両 しゅうなんメールサービス 緊急速報メール 等
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	周辺市との調整 ・広報内容 ・広報時期 ・広報範囲 ・広報手段 等		調整の必要性 有・無 調整中・調整済

(参考) 石油コンビナート等防災計画に定める通報様式

石油コンビナート等異常現象通報様式		事象番号	報
送信日時	年 月 日 時 分		
送信先	県防災本部, 消防, 海保, 警察, 保健所, 市防災, その他 ()		
発信者	事業所名	TEL	
	発信者名	FAX	
現地連絡室	設置場所	TEL	
	連絡室担当者氏名	FAX	
種 別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他 ()		
発生場所	施設名	電子図面 座 標	
発生日時	年 月 日 時 分 ・ 確認中		
発見日時	年 月 日 時 分 ・ 確認中		
鎮火・ 処理完了	日 時	年 月 日 時 分 ・ 対応中 (対応状況・被害状況を記載)	
	措置状況		
対応状況	活動機関	自衛防災組織 ・ 公設消防 ・ 海上保安部 ・ その他 ()	
	警戒区域 設定状況	警戒区域 ・ 消防警戒区域 ・ 火災警戒区域 ・ その他 ()	
	活動状況	消火活動中 ・ 警戒体制 ・ 拡散防止措置中 ・ 漏洩停止操作中 ・ その他 ()	
	施設運転状況	運転中 ・ 緊急停止中 ・ 停止中 (停止完了含む) ・ その他 ()	
被害状況	物質名		
	性 状	可燃性 ・ 水溶性 ・ 毒性 ・ その他 ()	
	現 状	拡大中 ・ 制御中 ・ 鎮圧中 ・ 終息 ・ 確認中 ・ その他 ()	
	範 囲	事業所外 (陸上・海上) ・ 施設外 ・ 施設内 ・ 確認中 ・ その他 ()	
	避難等要否	必要 ・ 不要 ・ 確認中 ・ その他 () ※必要な場合 (風向・風速等)	
	死傷者等	有 (死者 人, 負傷者 人) ・ 行方不明 (人) ・ 確認中 ・ 無	

以下は、状況が判明次第記入すること。

異常現象の概要			
参考事項	物質区分	危険物 ・ 指定可燃物 ・ 高圧ガス ・ 可燃性ガス ・ 毒劇物 ・ その他 ()	
	施設区分	危険物施設 ・ 高危混在施設 ・ 高圧ガス施設 ・ その他 ()	
	施設概要		
	その他		

備考1：空欄及びその他の () 内は記入し、各項目は○で囲むこと。状況に応じて、修正して差し支えない。

2：被害状況の欄には、流出する化学物質又は流出するおそれのある化学物質について記載すること。複数ある場合は、別紙を利用すること。

注意：第1報については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して通報すること。

確認がとれてない事項は、その旨記載して通報すれば足りること。

資料 1

コンビナート災害時の住民広報・避難予定場所

※時間別：夜間とは、17:30～8:30をいう。

災害発生特定事業所名	広報範囲		発災事業所が行う広報担当区域			町名	避難予定場所	主な避難経路
	地区名	構成町等	事業所名	時間別	広報手段			
【東一地区】 出光興産(株)徳山事業所	A	弁天町				弁天町	櫛浜小学校 櫛浜市民センター 久米小学校 太華中学校 久米市民センター 桜木小学校	櫛浜久米線 県道徳山下松線
	B	東本町 西塩田 本町 南浜 東浦町 東磯町				東本町 西塩田 本町 中町 南浜 東浦町 東磯町		
	C	中町 大工町 中磯町 西本町 西磯町 西浦町 西浜町 元町				大工町 中磯町 西本町 西磯町 西浦町 西浜町 元町		
	D	横浜町	出光興産(株)徳山事業所	平日・ 夜間・休日	固定音声設備	横浜町		
【東二地区】 出光興産(株)徳山事業所	A	五月町	出光興産(株)徳山事業所	平日	広報車	五月町 遠石一丁目 遠石二丁目 遠石三丁目	周陽小学校 周陽中学校 遠石市民センター	遠石一の井手線 国道2号 遠石馬屋線
	B	遠石三丁目	出光興産(株)徳山事業所	平日	広報車			
	C	遠石三丁目	出光興産(株)徳山事業所	平日・ 夜間・休日	固定音声設備			
	D	遠石二丁目	出光興産(株)徳山事業所	平日・ 夜間・休日	固定音声設備			
		遠石一丁目						
E	遠石二丁目	出光興産(株)徳山事業所	平日	広報車				

災害発生特定事業所名	広報範囲		発災事業所が行う広報担当区域			町名	避難予定場所	主な避難経路
	地区名	構成町等	事業所名	時間別	広報手段			
【東三地区】 出光興産(株)徳山事業所	A	遠石一丁目 遠石二丁目 遠石三丁目 青山町 桜ヶ迫 若草町 上遠石町 上遠石 東山町	出光興産(株)徳山事業所	平日・ 夜間・休日	固定音声設備	遠石一丁目 遠石二丁目 遠石三丁目 青山町 桜ヶ迫 若草町 上遠石町 上遠石 東山町 松保町 速玉町 河東町	遠石市民センター 岐陽中学校 徳山小学校	県道下松新南陽線 糺町一の井手線
	B	遠石一丁目 松保町 速玉町	出光興産(株)徳山事業所	平日・ 夜間・休日	固定音声設備			
	C	松保町 速玉町 河東町	出光興産(株)徳山事業所	平日・ 夜間・休日	固定音声設備			
	D	河東町	出光興産(株)徳山事業所	平日・ 夜間・休日	固定音声設備			
【徳山中央地区】 日本ゼオン(株)徳山工場 (株)トクヤマ東工場 三井化学(株) 岩国大竹工場徳山分工場	A	橋本町一丁目 橋本町二丁目	日本ゼオン(株)徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車	橋本町一丁目 橋本町二丁目 糺町一丁目 糺町二丁目	岐陽中学校 徳山小学校 中央地区市民センター 徳山保健センター	糺町一の井手線 県道徳山港線 岡田原築港線
		糺町一丁目 糺町二丁目	(株)トクヤマ東工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	B	橋本町一丁目 糺町一丁目	日本ゼオン(株)徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車	住崎町 築港町		
		糺町二丁目	(株)トクヤマ東工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	C	住崎町	日本ゼオン(株)徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車	千代田町 みなみ銀座一丁目		
			(株)トクヤマ東工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	D	築港町	(株)トクヤマ東工場	平日・ 夜間・休日	広報車	みなみ銀座二丁目		

災害発生特定事業所名	広報範囲		発災事業所が行う広報担当区域			町名	避難予定場所	主な避難経路
	地区名	構成町等	事業所名	時間別	広報手段			
	E	住崎町 千代田町	(株)トクヤマ東工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	F	千代田町	(株)トクヤマ東工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	G	みなみ銀座一丁目 みなみ銀座二丁目	(株)トクヤマ東工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
【徳山西地区】 三井化学(株) 岩国大竹工場徳山分工場 (株)トクヤマ徳山工場	A	権現町	(株)トクヤマ徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車	権現町 入船町 沖見町一丁目 沖見町二丁目 沖見町三丁目 相生町一丁目 相生町二丁目 相生町三丁目 初音町一丁目 初音町二丁目 初音町三丁目 西松原一丁目 西松原二丁目 西松原三丁目 西松原四丁目 新地一丁目 新地二丁目 新地三丁目	住吉中学校 今宿小学校 今宿市民センター	北山合田町線 浦山徳曹線 北山西松原線 国道2号
	B	入船町	(株)トクヤマ徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	C	沖見町一丁目 沖見町二丁目 相生町一丁目 相生町二丁目	(株)トクヤマ徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	D	初音町一丁目 初音町二丁目 相生町一丁目 相生町二丁目	(株)トクヤマ徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	E	沖見町三丁目 相生町三丁目 西松原二丁目 西松原四丁目	(株)トクヤマ徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	F	初音町三丁目 相生町三丁目 西松原一丁目 西松原三丁目	(株)トクヤマ徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	G	新地二丁目 新地三丁目	(株)トクヤマ徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	H	新地一丁目 新地三丁目	(株)トクヤマ徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車			

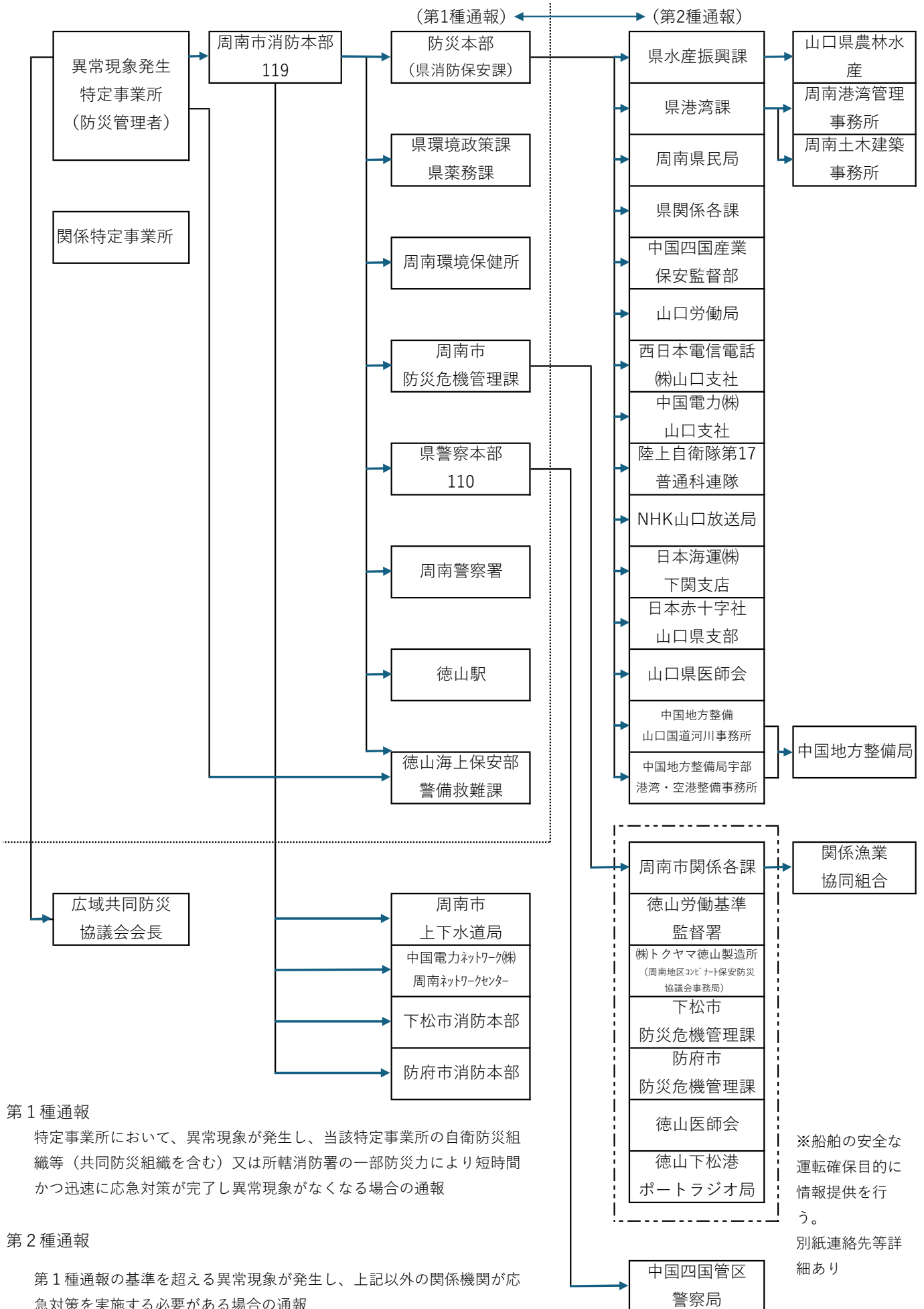
災害発生特定事業所名	広報範囲		発災事業所が行う広報担当区域			町名	避難予定場所	主な避難経路
	地区名	構成町等	事業所名	時間別	広報手段			
【大島地区】 日本精蠟(株)徳山工場	A	西中浦	日本精蠟(株)徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車	西中浦 西本浦 本庄浦 打上	給島市民センター 榑浜小学校	県道給島榑ヶ浜 停車場線
	B	本庄浦 西本浦	日本精蠟(株)徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	C	打上	日本精蠟(株)徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	D	給島	日本精蠟(株)徳山工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
【新南陽東部地区】 日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア) 周南酸素(株) (株)トクヤマ南陽工場	A	三笹町	日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)	平日	広報車	三笹町	富田東小学校	川手・野村開作東線 県道徳山新南陽線 環状線(古川跨線橋 工事中) 県道下松新南陽線
			(株)トクヤマ南陽工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
	B	三笹町	日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)	平日	広報車			
			(株)トクヤマ南陽工場	平日・ 夜間・休日	広報車			
【新南陽中央地区】 東ソー(株)南陽事業所 東ソー・エスジーエム(株) (株)レゾナック徳山事業所 徳山積水工業(株) 東ソー・ファインケム(株) (有)新南陽サンソ 日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)	A	野村三丁目	日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)	平日	広報車	花園町 野村三丁目 野村二丁目 野村一丁目 古市一丁目 古市二丁目 古泉一丁目 古泉二丁目 古泉三丁目	富田東小学校 富田中学校 富田西小学校	道源開作・野村開作線 環状線(古川跨線橋 工事中) 県道下松新南陽線 宮の前線 宮の前線、浜田線 県道徳山新南陽線 県道下松新南陽線
	B	野村三丁目	日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)	平日	広報車			
	C	野村二丁目	日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)	平日	広報車			
	D	花園町	日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)	平日	広報車			
		古泉三丁目	日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)					
	E	花園町	日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)	平日	広報車			
		古泉三丁目						
	F	野村一丁目	東ソー(株)南陽事業所	平日・ 夜間・休日	広報車			
日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)			平日	広報車				

災害発生特定事業所名	広報範囲		発災事業所が行う広報担当区域			町名	避難予定場所	主な避難経路
	地区名	構成町等	事業所名	時間別	広報手段			
	G	古泉二丁目	日鉄ステンレス㈱製造本部 山口製造所（周南エリア）	平日	広報車			
	H	古泉二丁目	日鉄ステンレス㈱製造本部 山口製造所（周南エリア）	平日	広報車			
	I	野村一丁目	東ソー㈱南陽事業所	平日・ 夜間・休日	固定音声設備			
				平日	広報車			
	J	古泉一丁目	東ソー㈱南陽事業所	平日・ 夜間・休日	広報車			
				平日	広報車			
K	古市一丁目 古市二丁目 古泉一丁目	東ソー㈱南陽事業所	平日・ 夜間・休日	広報車				
			平日	広報車				
L	古市一丁目	東ソー㈱南陽事業所	平日・ 夜間・休日	広報車				
			平日	広報車・固定 音声設備				
【新南陽西部地区】 保土谷化学工業㈱南陽工場 (東ソー㈱南陽事業所)	A	社地町 新地町	東ソー㈱南陽事業所	平日・ 夜間・休日	広報車	社地町 新地町 西柵町	福川小学校 福川中学校	県道下松新南陽線 福川停車場線
	B	新地町						
	C	新地町						
	D	西柵町						
	E	西柵町						
	F	温田二丁目、港町	東ソー㈱南陽事業所	平日・ 夜間・休日	広報車			

※ 東ソー㈱南陽事業所が行う広報車による広報は、風向き等の状況に応じて、最大3カ所の範囲とする。

資料 3

災害発生時の連絡体制



第 1 種通報

特定事業所において、異常現象が発生し、当該特定事業所の自衛防災組織等（共同防災組織を含む）又は所轄消防署の一部防災力により短時間かつ迅速に応急対策が完了し異常現象がなくなる場合の通報

第 2 種通報

第 1 種通報の基準を超える異常現象が発生し、上記以外の関係機関が応急対策を実施する必要がある場合の通報

※船舶の安全な運転確保目的に情報提供を行う。別紙連絡先等詳細あり

資料3 (別紙)

- 連絡先等詳細
 - ・周南市広報広聴課 (TEL:0834-22-8232)
 - ・周南市環境政策課 (TEL:0834-22-8324)
 - ・周南市新南陽総合支所 地域政策課 (TEL:0834-61-4215)
 - ・周南市水産振興課 (TEL:0834-22-8219)
 - ・周南市地域福祉課 (TEL:0834-22-8465)
 - ・周南市高齢者支援課 (TEL:0834-22-8461)
 - ・周南市生活支援課 (TEL:0834-22-8453)
 - ・周南市障害者支援課 (TEL:0834-22-8387)
 - ・周南市地域医療課 (TEL:0834-22-8377)
 - ・周南市こども保育課 (TEL:0834-22-8455)
 - ・周南市教育委員会教育政策課 (TEL:0834-22-8532)
 - ・徳山労働基準監督署 (TEL:0834-21-1788)
 - ・(株)トクヤマ徳山製造所 (TEL:0834-34-2143)
 - ・下松市防災危機管理課 (TEL:0833-45-1832)
 - ・防府市防災危機管理課 (TEL:0835-25-2115)
 - ・徳山医師会 (TEL:0834-21-2995)
 - ・徳山下松港ポータルラジオ局 (FAX:0834-32-8665)